平成２８年（フ）第９８号
愛知県岡崎市真伝１丁目11番地１
債務者　加藤　絢子
１　決定年月日時　平成28年７月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年９月７日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２８年（フ）第２０１号
大阪府泉大津市池浦町３丁目３番15―407号
債務者　北川　昌弘
１　決定年月日時　平成28年７月14日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年９月７日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第２１０号
大阪府泉南市信達大苗代505サニーサイド一丘105号室、住民票上の住所和歌山県田辺市城山台20番８号（住民票上の前住所）和歌山県田辺市下万呂543番地の７
債務者　塩田　久雄
１　決定年月日時　平成28年７月14日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年９月７日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第２２６号
大阪府阪南市下出741番地の３－２号、前住所大阪府阪南市自然田1447番地の２－２号
債務者　見市　　晃
１　決定年月日時　平成28年７月14日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年９月７日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第２２７号
大阪府阪南市下出741番地の３－２号、前住所大阪府阪南市自然田1447番地の２－２号
債務者　見市　末子
１　決定年月日時　平成28年７月14日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年９月７日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第２７４号
大阪府泉佐野市鶴原５丁目５番10号
債務者　深澤　弘子
１　決定年月日時　平成28年７月14日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年９月７日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第２９０号
大阪府和泉市伯太町２丁目13番１号、前住所大阪府和泉市観音寺町592番地の１レオパレス観音寺２―104
債務者　大倉　誠司
１　決定年月日時　平成28年７月14日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年９月７日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第２９１号
大阪府和泉市伯太町４丁目６番18号
債務者　堀　　和子
１　決定年月日時　平成28年７月14日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年９月７日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第２９６号
大阪府和泉市伯太町１丁目８番45―105号
債務者　山本　英司
１　決定年月日時　平成28年７月14日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年９月７日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第３０１号
大阪府岸和田市三田町691番地の１プロニティヴィラ103
債務者　飯田　一義
１　決定年月日時　平成28年７月14日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年９月７日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第３０７号
大阪府和泉市和気町２丁目４番48号メリーコートＢ202、前住所大阪府和泉市肥子町２丁目９番27―319号
債務者　河合　　忍
１　決定年月日時　平成28年７月14日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年９月７日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第３１６号
大阪府泉南市信達市場1155番地の１エアポートシティ２―302号
債務者　築山　昭夫
１　決定年月日時　平成28年７月14日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年９月７日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第３１８号
大阪府貝塚市半田780番地１、前住所大阪府貝塚市永吉14番地
債務者　松下　一良
１　決定年月日時　平成28年７月14日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年９月７日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第３２１号
大阪府岸和田市田治米町250番地　府営住宅19棟406号
債務者　阪本　寧子
１　決定年月日時　平成28年７月14日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年９月７日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第７７１号
札幌市北区北26条西７丁目１番22―103号
債務者　吉田　大輔
１　決定年月日時　平成28年７月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年９月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１０６２号
札幌市白石区北郷６条３丁目４番11―302号
債務者　千葉恵美子
１　決定年月日時　平成28年７月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年９月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１０７５号
札幌市西区山の手５条１丁目１番15―107号
債務者　加藤　陽子
１　決定年月日時　平成28年７月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年９月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部